

## 第 9 号議案

足立区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例  
上記の議案を提出する。

平成 17 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

### 足立区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第 2 条 任命権者は、毎年 5 月末までに、区長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- ( 1 ) 職員の任免及び職員数に関する状況
- ( 2 ) 職員の給与の状況
- ( 3 ) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- ( 4 ) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- ( 5 ) 職員のサービスの状況
- ( 6 ) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- ( 7 ) 職員の福利及び利益の保護の状況
- ( 8 ) その他区長が必要と認める事項

( 人事委員会の報告及び報告事項 )

第 4 条 特別区人事委員会の前年度における業務の状況に関する報告時期及び報告事項については、特別区人事・厚生事務組合条例の定めるところによる。

( 公表の時期 )

第 5 条 区長は、第 2 条及び前条の規定による報告を受けたときは、毎年 1 2 月末までに、第 2 条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

( 公表の方法 )

第 6 条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。ただし、告示をもってこれに代えることができる。

( 1 ) 足立広報に掲載する方法

( 2 ) インターネットを利用して閲覧に供する方法

( 委任 )

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

( 提案理由 )

地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関する事項を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。